



## データ偽装対応業務支援サービス

EY新日本有限責任監査法人

Forensic & Integrity Services (Forensics)

昨今、製造業を中心にデータ偽装による不正が増加してきています。これらの企業の中には自らの調査により不正を発見し公表するケースもあれば、インターネットの掲示板への書き込みや取引先企業からの噂により、不正の公表に追い込まれるケース、それら外部からの情報により初めて自らの不正に気付くケースもあります。

これらデータ偽装を行った企業ではレピュテーションの低下やリコールに係る費用負担、製品の購入者や株主等からの訴訟による損害賠償に係る費用負担、場合によっては米国司法省(DOJ)対応のための費用負担に対する懸念も高まっています。

昨今の状況を受けて(社)日本経済団体連合会からは会員企業に対して品質データの改ざんなどの不正行為の有無の調査が要請され、法令違反や消費者への影響が大きい場合には早期の公表が求められています。

データ偽装を公表した企業の多くは、データ偽装の期間が長期に及んでおり、不正を不正と感じない組織風土が蔓延している状況に陥っていることから、“自覚症状”がない企業においてもまずは実情を把握することが急務となっています。

EY Forensicsは、不正調査やコンプライアンス対応における知見を活かして、データ偽装に係る企業の対応をトータルに支援いたします。

### EY Forensicsの強み

#### EYグローバルと連携した不正調査の専門家集団

EY Forensics は、証券取引等監視委員会、国税局査察部、公正取引委員会等の当局の第一線で不正調査を経験した専門家やデジタル・フォレンジックスの専門家、そして公認不正検査士や公認会計士を数多く擁しています。これら多様な専門家による不正調査の豊富な実績に裏付けられた調査手法、最先端の不正調査テクノロジーを駆使するとともに、EY Forensicsの約70カ国に展開しているグローバルネットワークを活用し、国内外の多様な専門家との緊密な連携により不正の実態解明を支援いたします。

#### コンプライアンス体制構築支援の豊富な経験

不正が発生した企業における再発防止策に関わる領域は多岐にわたり、高い専門性も求められることから、社内のリソースで対応するのは困難な場合があります。

EY Forensicsにはコンプライアンス対応の専門家も多数在籍しており、現場での業務プロセスのみならず組織風土やコンプライアンス体制の改善を含め幅広い分野で再発防止策の実行を支援いたします。

#### 海外当局対応の実績

昨今、品質に関するデータが偽装された製品が輸出され、DOJ(米国司法省)対応を迫られるケースが出てきていますが、EY Forensicsは、DOJとのDPA(訴追延期合意)対応支援を通じて、海外当局の要求水準をベンチマークとしたコンプライアンスプログラムの改善を支援するための知見を備えています。

## EY Forensicsによるデータ偽装対応業務支援サービス

データ偽装に関する不正が発見されていない段階の企業においては、費用対効果の観点からまずはデータ偽装に関する不正の兆候や不正の有無を広く浅く確認するための予備調査を実施し、万が一データ偽装の発生が懸念される場合には、本格調査に移行することが有効です。

またデータ偽装が発生してしまった企業においては二度と発生しないための再発防止策の実行が求められます。

EY Forensicsでは、不正・不祥事・コンプライアンス対応の専門家が、企業の置かれた状況に応じて、データ偽装に関する予備調査、本格調査及び再発防止策の実行のそれぞれの状況に応じて、データ偽装対応業務をトータルに支援いたします。

予備調査	本格調査				再発防止策の実行		
実状把握	初動	本調査	再発防止	報告書作成	改善	運用	モニタリング
<ul style="list-style-type: none"><li>社内リエンシーアンケート実施支援</li><li>ヒアリング</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>調査計画の立案支援</li><li>証拠の確保</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>証憑・データ突合</li><li>デジタル・フォレンジックス</li><li>ヒアリング</li><li>アンケート</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>根本原因の分析支援</li><li>再発防止策の立案支援</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>報告書の作成支援</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>組織風土、コンプライアンス体制、不正リスクに係る内部統制等の改善支援</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>改善実施後の運用支援</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>改善状況のモニタリング支援</li></ul>

### 予備調査支援

#### 社内リエンシーアンケート

不正に係る現場の実情を把握するためには、一定の条件の下、懲戒処分を減免もしくは加重の措置を施すことを明示したアンケートを実施することが有効です。

EY Forensicsでは、アンケート業務の経験豊富な専門家が実効性のあるアンケートの実施を支援いたします。

### 本格調査支援

#### 自浄作用を発揮するための深度ある調査

不正に対して調査体制や実施手続が不十分な調査を行うと、失墜した信頼を回復できずに企業活動に深刻な影響を及ぼす虞れがあることから、必要十分な調査を尽くすことが必要不可欠です。

EY Forensicsでは、デジタル・フォレンジックスを含む不正調査の専門家が連携して、深度ある調査を支援いたします。

### 再発防止策の実行支援

再発防止策はケースにより様々であり、その内容は多岐に渡ります。EY Forensicsでは、例えば以下の支援のほか、状況に応じて柔軟な対応が可能です。

#### 組織風土の改善

- 役員向けコンプライアンス研修の企画支援
- 役員向けコンプライアンス研修の実施支援
- コンプライアンス浸透度調査の実施支援
- 組織風土改善に向けたワークショップ実施支援 など

#### コンプライアンス体制の改善

- コンプライアンス体制の現状評価支援
- コンプライアンスリスク評価支援
- コンプライアンス関連規程類の策定・改訂支援
- 内部通報窓口の構築支援 など

#### 不正リスクに係る内部統制の改善

- 不正リスク評価支援
- 不正リスクに係る内部統制の見直し支援
- 関連規程類(経理関連規程等)の策定・改訂支援
- 不正リスクに係る内部統制の導入支援 など

#### モニタリングの実施

- 再発防止策の実施状況のモニタリング支援
- グループモニタリング体制の改善支援
- モニタリング手続の改善支援(データ分析の活用含む)
- 海外子会社の現地調査実施支援 など

お問合せ先 EY新日本有限責任監査法人 Forensic & Integrity Services(Forensics)

〒100-0006 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号 東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー

Tel: 03 3503 3292 E-mail: forensics@jp.ey.com

### EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を目指して～」をパーパス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革 および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務 およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面 する複雑な問題に対し優れた課題提起 (better question) をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

#### EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザーサービスなどを提供しています。

詳しくはey.com/ja\_jp/people/ey-shinnihon-llcをご覧ください。

© 2023 Ernst & Young ShinNihon LLC.

All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/ja\_jp